

名古屋市公報

平成31年 3月13日

第1299号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 発行所 名古屋市役所
 電話 [052] 972-2246
 編集兼
 発行人 名古屋市総務局法制課長

目

次

ページ

規

則

- 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (子青・総務課) (第5号) 3
- 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則 (子青・総務課) (第6号) 4
- 名古屋市バスターミナル条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (住都・総務課) (第7号) 6

告

示

- 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第107号) 7
- 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第108号) 8
- 名古屋市幸心南土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (住都・市街地整備課) (第109号) 10
- 車両制限令による道路の指定に関する告示 (緑土・道路管理課) (第110号) 11
- 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第111号) 14
- 清算金金額通知に係る公示送達 (住都・市街地整備課) (第112号) 17
- 景観協定の縦覧 (住都・都市景観室) (第113号) 18
- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定に関する告示の一部改正 (財政・税制課) (第114号) 19
- 市議会の議決を経た予算の要領 (財政・財政課) (第115号) 20

選挙管理委員会告示

- 各種直接請求等に必要な数について (第2号) 44

上下水道局管理規程

- 名古屋市上下水道局職員研修規程の改正 (第1号) 46

交通局管理規程

- 名古屋市交通局会計規程の一部改正 (第1号) 48

公

告

- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告 (住都・建築指導課) 49

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第 5号）

- 1 内容

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第24号）の施行期日を平成31年 4月 1日と定めるものです。

- 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則（第 6号）

- 1 改正内容

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部改正により、名古屋市土古保育園及び名古屋市茶屋保育園を廃止するため、規定の整理を行います。（第 2条及び附則第 3項関係）

- 2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市バスターミナル条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第 7号）

- 1 内容

名古屋市バスターミナル条例の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第16号）の施行期日を平成31年 3月25日と定めるものです。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年 3月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 5号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第24号）の施行期日は、平成31年 4月 1日とする。

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 6号

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉施設条例施行細則（平成17年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項の表中

「

名古屋市土古保育園	20人	20人	50人	90人
-----------	-----	-----	-----	-----

 及

び

「

名古屋市茶屋保育園	20人	20人	50人	90人
-----------	-----	-----	-----	-----

 を

削る。

附則第 3項の表中「、名古屋市土古保育園、名古屋市茶屋保育園」を削る。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市バスターミナル条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
をここに公布する。

平成31年 3 月 8 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 7 号

名古屋市バスターミナル条例の一部を改正する条例の施行期日を
定める規則

名古屋市バスターミナル条例の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例
第16号）の施行期日は、平成31年 3 月25日とする。

名古屋市告示第 107号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成31年 3月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
大久保 真理子 名古屋市中川区露橋二丁目15番 7号
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区富永四丁目 190番、畑、110.00平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
平野 潤子 名古屋市港区西福田四丁目 906番
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 平成31年 3月10日から平成34年 3月 9日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積：なし
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 200日、農業従事者： 4人
 - (3) 農機具の保有状況
鍬： 1、鎌： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 108号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成31年 3月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区江松西町 505番、田、464.00平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
小塚 千壽子 名古屋市中川区江松四丁目 521番地
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 田として利用
 - (3) 存続期間 平成31年 3月11日から平成34年 3月10日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積：9,067.00平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 240日、農業従事者：10人
 - (3) 農機具の保有状況
トラクター： 1、田植機： 1、耕運機： 1、草刈機： 2
軽トラック： 1、草焼きバーナー： 2、脱穀機： 1、コンバイン： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 109号

名古屋市幸心南土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市幸心南土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成31年 3月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
川 地 勝 幸	名古屋市守山区幸心一丁目 261番地
川 地 慎 哉	名古屋市守山区幸心二丁目 604番地
川 地 敏 幸	名古屋市守山区幸心二丁目 718番地
川 地 久 洸	名古屋市昭和区山花町 114番地
高 木 政 佳	名古屋市守山区幸心一丁目 223番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第110号

車両制限令による道路の指定に関する告示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、併せて同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定めます。

平成31年3月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	船見町線第3号	名古屋市港区船見町27番地先から 名古屋市港区船見町1番130地先まで	附図
市道	2	船見町線第4号	名古屋市港区船見町27番5地先から 名古屋市港区船見町27番地先まで	
市道	3	潮見町線支線第2号	名古屋市港区潮見町15番1地先から 名古屋市港区潮見町15番地先まで	
市道	4	潮見町線支線第3号	名古屋市港区潮見町14番1地先から 名古屋市港区潮見町14番地先まで	

2 指定する期日

平成31年 4 月 1 日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

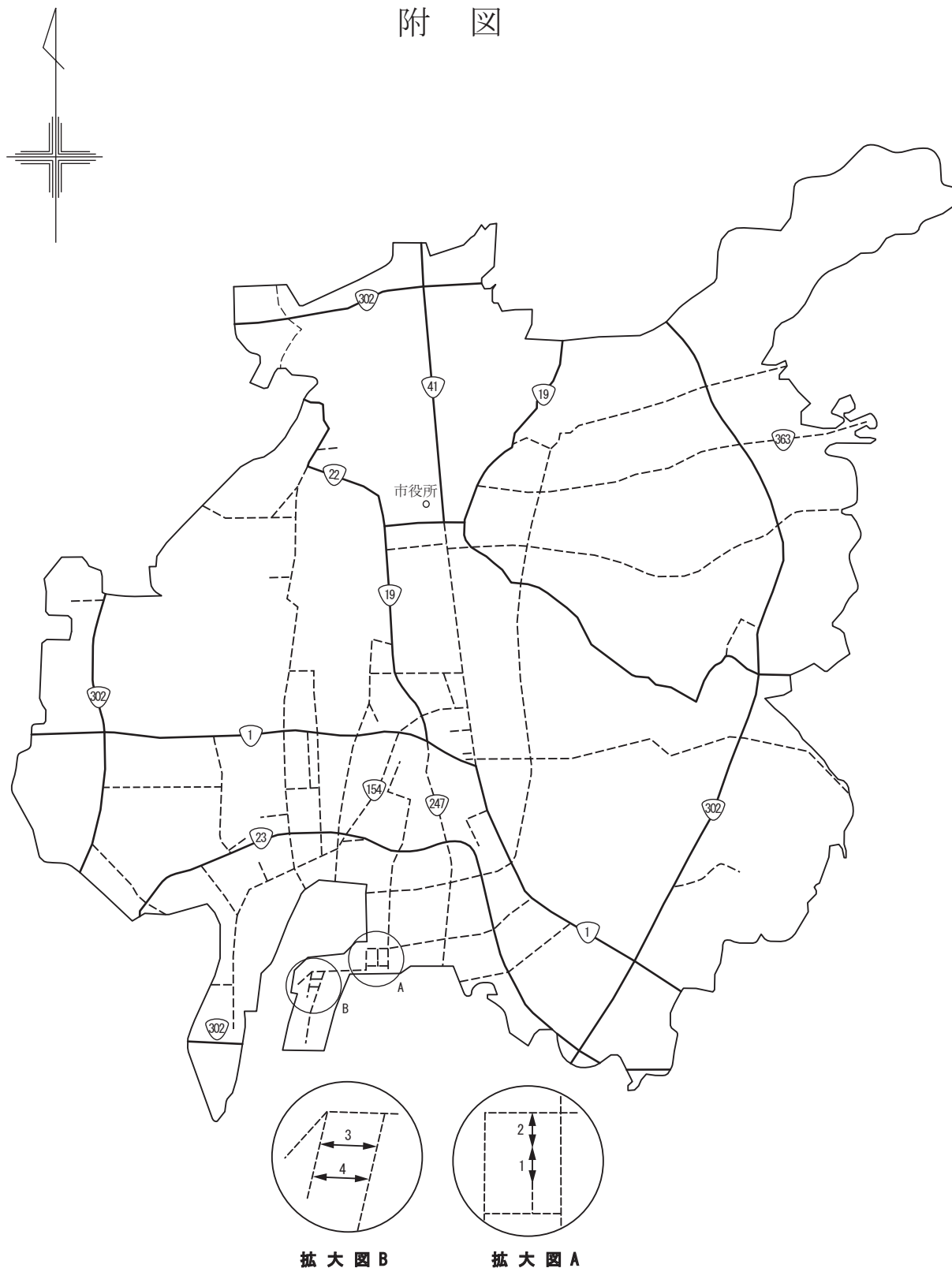
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

附 図



凡 例

- 
 今回指定する部分
- 
 既指定部分

名古屋市告示第111号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成31年3月5日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成31年3月5日

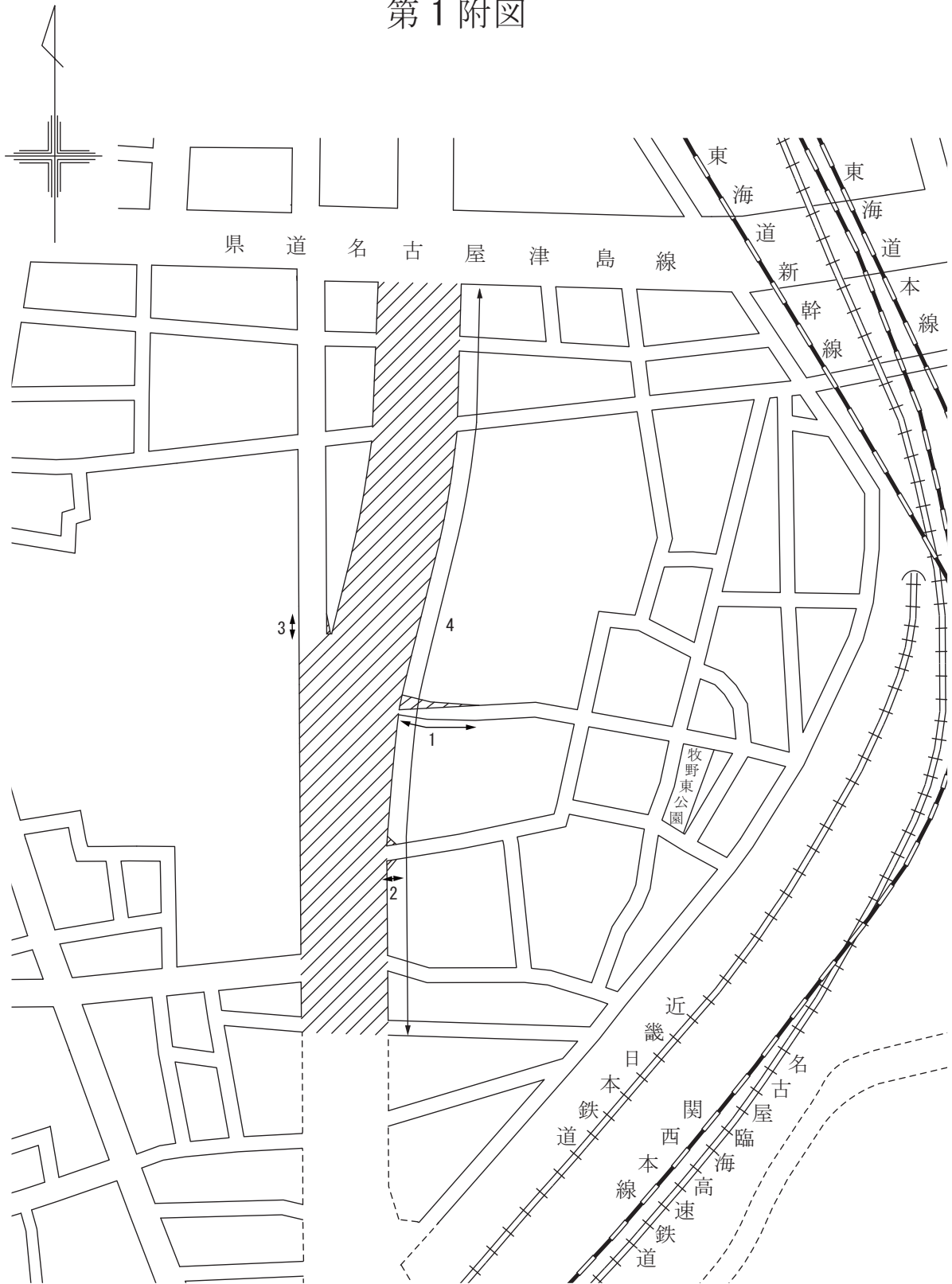
名古屋市長 河村 たかし

道路の供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	区 間	摘 要
市道	1	牧野第28号線	名古屋市中村区太閤一丁目1902番の1地先から 名古屋市中村区太閤一丁目1902番の1地先まで	第 1 附 図
	2	牧野第29号線	名古屋市中村区太閤一丁目1804番の1地先から 名古屋市中村区太閤一丁目1804番の1地先まで	
	3	牧野第45号線	名古屋市中村区太閤一丁目1902番の1地先から 名古屋市中村区太閤一丁目1902番の1地先まで	
	4	椿町線第2号	名古屋市中村区太閤一丁目2311番の1地先から 名古屋市中村区太閤二丁目107番の2地先まで	
	1	戸田第171号線	名古屋市中川区戸田西一丁目1401番地先から 名古屋市中川区戸田西一丁目1802番地先まで	第 2 附 図
	2	戸田第196号線	名古屋市中川区戸田西二丁目1001番地先から 名古屋市中川区戸田西二丁目1303番地先まで	

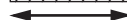
名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



凡 例

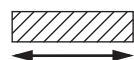
 道路の供用を開始する部分



第2 附図



凡 例



道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 112号

清算金金額通知に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業施行者独立行政法人都市再生機構が発した土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 110条第 1項の規定による清算金金額通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133条第 1項及び同条第 2項において準用する同法第77条第 5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が昭島市もくせいの杜一丁目 4番地先地内において掲示されています。

平成31年 3月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
福地 釧吉	名古屋市東区長堀町 2丁目 3 番地	東京都昭島市中神町字東武蔵 野1357番13

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第113号

景観協定の縦覧

景観法（平成16年法律第110号）第81条第4項の規定により、景観協定の認可の申請がありましたので、同法第82条第1項の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。

平成31年3月7日

名古屋市長 河村 たかし

1 景観協定の名称

名駅三丁目地区景観協定

2 景観協定区域

名古屋市中村区名駅三丁目911番 外

3 景観協定区域隣接地の区域

名古屋市中村区名駅三丁目908番1 外

4 縦覧期間

平成31年3月7日から同年3月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

5 縦覧時間

午前8時45分より午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

6 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室（名古屋市役所西庁舎4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

名古屋市告示第 114 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
に関する告示の一部改正

平成21年名古屋市告示第 8 号の一部を次のように改正します。

平成31年 3 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

社会福祉法人なごや福祉施設協会	名古屋市昭和区石仏町一丁目 3 番地
-----------------	--------------------

」

を

「

社会福祉法人なごや福祉施設協会	名古屋市昭和区紅梅町 3 丁目 3 番地
-----------------	----------------------

」

に改める。

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 115 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成31年3月6日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

平成31年3月8日

名古屋市長 河 村 た かし

- 1 平成30年度名古屋市一般会計補正予算（第6号）
- 2 平成30年度名古屋市市場及びと畜場特別会計補正予算（第2号）
- 3 平成30年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成30年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 平成30年度名古屋市基金特別会計補正予算（第5号）
- 6 平成30年度名古屋市公債特別会計補正予算（第2号）
- 7 平成30年度名古屋市病院事業会計補正予算（第2号）
- 8 平成30年度名古屋市下水道事業会計補正予算（第1号）

名古屋市財政局財政部財政課

平成30年度名古屋市一般会計補正予算（第6号）

平成30年度名古屋市一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,214,919千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,230,610,482千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 市 税		569,044,000	9,764,622	578,808,622
	1 市 民 税	279,236,000	7,792,622	287,028,622
	2 固 定 資 産 税	210,644,000	1,021,000	211,665,000
	4 市 た ば こ 税	14,490,000	951,000	15,441,000
6 地 方 交 付 税		8,000,000	△ 1,073,887	6,926,113
	1 地 方 交 付 税	8,000,000	△ 1,073,887	6,926,113
9 国 庫 支 出 金		198,911,225	5,379,545	204,290,770
	1 負 担 金	168,699,538	598,439	169,297,977
	2 補 助 金	29,389,501	4,781,106	34,170,607
10 県 支 出 金		54,553,319	267,883	54,821,202
	1 負 担 金	37,646,681	299,220	37,945,901
	2 補 助 金	12,349,316	△ 88,874	12,260,442
	3 委 託 金	4,557,322	57,537	4,614,859
12 寄 附 金		295,140	170,000	465,140
	1 寄 附 金	295,140	170,000	465,140
13 繰 入 金		15,831,170	16,305	15,847,475
	1 他 会 計 繰 入 金	15,831,170	16,305	15,847,475

14 繰越金		341,942	1,218,935	1,560,877
1 繰越金		341,942	1,218,935	1,560,877
15 諸収入		132,338,264	462,516	132,800,780
7 雑収入		21,124,799	462,516	21,587,315
16 市債		91,886,000	4,009,000	95,895,000
1 市債		91,886,000	4,009,000	95,895,000
歳入合計		1,210,395,563	20,214,919	1,230,610,482

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総 務 費		44,291,093	4,615,074	48,906,167
	2 財 務 管 理 費	5,708,829	4,500,000	10,208,829
	3 選 挙 費	989,981	115,074	1,105,055
3 健 康 福 祉 費		316,546,808	2,671,302	319,218,110
	1 社 会 福 祉 費	91,051,468	1,865,820	92,917,288
	2 老 人 福 祉 費	57,319,106	635,482	57,954,588
	7 公 衆 衛 生 費	11,981,554	170,000	12,151,554
4 子 ども 青 少 年 費		165,453,166	231,840	165,685,006
	1 子 ども 青 少 年 費	165,453,166	231,840	165,685,006
5 環 境 費		50,255,516	8,445,108	58,700,624
	2 環 境 事 業 費	45,086,290	8,445,108	53,531,398
6 市 民 経 済 費		99,819,853	51,000	99,870,853
	4 工 業 研 究 所 費	1,287,450	51,000	1,338,450
8 緑 政 土 木 費		66,425,174	1,024,245	67,449,419
	2 道 路 橋 り よ う 費	22,405,530	122,000	22,527,530
	3 街 路 費	9,066,592	550,000	9,616,592
	4 治 水 費	7,418,707	66,000	7,484,707
	5 緑 政 費	16,798,400	286,245	17,084,645
9 住 宅 都 市 費		52,670,345	1,228,950	53,899,295

11 教 育 費	2 住 宅 費	25,685,281	1,228,950	26,914,231
		184,435,039	1,947,400	186,382,439
	1 教 育 総 務 費	12,848,617	30,000	12,878,617
	2 小 学 校 費	81,495,180	1,247,558	82,742,738
	3 中 学 校 費	41,996,175	550,017	42,546,192
	4 高 等 学 校 費	11,471,352	57,500	11,528,852
	5 幼 稚 園 費	1,645,440	27,325	1,672,765
	6 特別支援学校費	5,511,788	5,000	5,516,788
	10 体 育 費	5,662,078	30,000	5,692,078
歳 出 合 計		1,210,395,563	20,214,919	1,230,610,482

第2表 繰越明許費補正

款		項		事業名	金額	千円
3	健康福祉費	1	社会福祉	民間障害者支援施設の非常用発電機整備等補助		34,623
				民間障害者グループホーム等の整備補助		346,142
		2	老人福祉	障害者スポーツセンターの給水設備等改修		80,000
				民間特別養護老人ホームの非常用発電機整備等補助		265,656
4	子ども青少年費	1	子ども青少年	寿荘のナースコール改修		60,000
				福祉総合情報システムの改修		12,000
				留守家庭児童健全育成事業環境改善整備助成		2,340
				地域療育センター通園バス等の購入		22,000
				玉野川学園の衛生設備改修		4,000
				トワイライトスクール等の空調設備改修		167,500
				とだがわこどもランドの遊具改修等		24,000
5	環境費	2	環境事業	北名古屋工場の建設		2,743,463
				富田工場の設備更新		3,206,520
				北名古屋工場建設に伴う周辺整備		102,000
6	市民経済費	2	区役所	住民記録システムの改修		25,000
				コミュニティセンターの屋根防水改修等		20,000

7 観光文化交流費	3 産 業 研 究 所 費	公設市場の外壁改修等	26,000
	4 工 業 研 究 所 費	画像解析技術を活用した信頼性評価支援事業	51,000
	3 名 古 屋 城 費	名古屋城天守閣事業資金の貸付	15,574
	2 道 路 橋 り よ う 費	道路・橋りよりの整備	731,000
	3 街 路 費	街路の整備	2,026,000
8 緑政土木費	4 治 水 費	河川・排水路の整備	867,000
	5 緑 政 費	公園の整備	103,000
	1 都 市 計 画 費	久屋駐車場発電機室の改修	5,000
9 住宅都市費		古沢公園駐車場の消火設備改修	28,000
	2 住 宅 費	市営住宅の建設	1,228,950
	1 消 防 費	西消防署のセミリニューアル改修	64,000
10 消防費	1 教 育 総 務 費	子ども適応相談センターサテライトスクール教育相談室の復旧	30,000
		教育館の移転改築	673,000
	2 小 学 校 費	特別教室の空調設備整備	143,000
		管理諸室の空調設備改修	840,000
		ブロック塀の撤去等	264,558
	3 中 学 校 費	特別教室の空調設備整備	63,800
		管理諸室の空調設備改修	382,500
		ブロック塀の撤去等	103,717
	4 高 等 学 校 費	管理諸室の空調設備改修	57,500

款	項	事業名	金額 千円
	5 幼稚園費	ブロック塀の撤去等	27,325
	6 特別支援学校費	管理諸室の空調設備改修	5,000
	10 体育費	スポーツ振興会館会議室等の復旧	30,000

第3表 地方債補正

1 追加分

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
幼稚園整備費	17,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後の利率)は、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができ。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

2 変更分

起債の目的	補			正			前			補			正			後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還	方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還	方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還	方法	限度額 千円	起債の方法	利率
社会福祉施設整備費	172,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等として償還する。ただし、又は満期日に元金を一括して償還する。償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができ、その融資条件による。							215,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	償還の方法に同じ			
子ども青少年施設整備費	545,000	同上	同上	同上	同上						661,000	同上	同上	同上	同上			
廃棄物処理施設整備費	8,336,000	同上	同上	同上	同上						12,920,000	同上	同上	同上	同上			
公共土木事業費	21,927,000	同上	同上	同上	同上						22,257,000	同上	同上	同上	同上			
公園緑地整備費	4,714,000	同上	同上	同上	同上						4,764,000	同上	同上	同上	同上			
住宅建設費	3,984,000	同上	同上	同上	同上						4,644,000	同上	同上	同上	同上			
義務教育施設整備費	5,128,000	同上	同上	同上	同上						6,611,000	同上	同上	同上	同上			
高等学校整備費	368,000	同上	同上	同上	同上						417,000	同上	同上	同上	同上			
特別支援学校整備費	258,000	同上	同上	同上	同上						261,000	同上	同上	同上	同上			
臨時財政対策債	25,000,000	同上	同上	同上	同上						21,674,000	同上	同上	同上	同上			

平成30年度名古屋市長古屋市市場及びと畜場特別会計補正予算（第2号）

平成30年度名古屋市長古屋市市場及びと畜場特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

款		項		事	業	名	金	額	千円
1	卸 売 市 場 費	2	整 備	費	北部市場トイレ改修工事			37,000	

平成30年度名古屋市長古屋城天守閣特別会計補正予算（第1号）

平成30年度名古屋市長古屋城天守閣特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 名古屋城天守閣事業費	1 事業費	天守台石垣調査	15,574
		天守閣木造復元の実施設計	264,000

平成30年度名古屋市長墓地公園整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度名古屋市長墓地公園整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59,167千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,080,440千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 墓地整備事業収入		570,810	△ 59,167	511,643
	1 使 用 料	417,380	△ 242,412	174,968
	2 他 会 計 繰 入 金	153,430	183,245	336,675
歳 入	合 計	1,139,607	△ 59,167	1,080,440

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 墓地整備事業費		570,810	△ 59,167	511,643
	1 事 業 費	490,595	△ 59,167	431,428
歳 出	合 計	1,139,607	△ 59,167	1,080,440

平成30年度名古屋市長官公営企業特別会計補正予算（第5号）

平成30年度名古屋市長官公営企業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,516,305千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,669,680千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 震災対策事業基金収入		1,047,647	16,305	1,063,952
	3 基金積戻金	1,043,947	16,305	1,060,252
18 財政調整基金収入		5,125,835	4,500,000	9,625,835
	4 繰入金	—	4,500,000	4,500,000
歳 入	合 計	100,153,375	4,516,305	104,669,680

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 震災対策事業基金		1,047,647	16,305	1,063,952
	1 他会計繰出金	1,043,947	16,305	1,060,252
18 財政調整基金		5,125,835	4,500,000	9,625,835
	2 積立金	43,858	4,500,000	4,543,858
歳 出	合 計	100,153,375	4,516,305	104,669,680

平成30年度名古屋市長官公債特別会計補正予算（第2号）

平成30年度名古屋市長官公債特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,165,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ485,466,472千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 公 債		218,500,000	6,165,000	224,665,000
	1 公 債	218,500,000	6,165,000	224,665,000
歳 入	合 計	479,301,472	6,165,000	485,466,472

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 出 金		141,420,000	6,165,000	147,585,000
	1 起 債 額 繰 出	141,420,000	6,165,000	147,585,000
歳 出	合 計	479,301,472	6,165,000	485,466,472

平成30年度名古屋市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成30年度名古屋市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度名古屋市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入	千円	千円	千円
第2款 西部医療センター収益	18,459,113	228,384	18,687,497
第1項 医 業 収 益	16,003,955	46,884	16,050,839
第2項 医 業 外 収 益	2,453,158	181,500	2,634,658
収 入 合 計	34,115,993	228,384	34,344,377
支 出	千円	千円	千円
第2款 西部医療センター費	18,405,543	228,384	18,633,927
第1項 医 業 費 用	17,993,027	228,384	18,221,411
支 出 合 計	35,026,868	228,384	35,255,252

(他会計からの補助金)

第3条 予算第10条中「3,097,203千円」を「3,267,203千円」に改める。

平成30年度名古屋市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成30年度名古屋市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度名古屋市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入	千円	千円	千円
第1款 下水道事業収益	75,331,508	159,000	75,490,508
第2項 営業外収益	6,093,208	159,000	6,252,208
支 出	千円	千円	千円
第1款 下水道経営費	74,058,508	159,000	74,217,508
第2項 営業外費用	9,172,785	159,000	9,331,785

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(計)	
收 入	(既定予定額)	(補正予定額)	
第1款 資 本 的 収 入	千円	千円	千円
第1項 企 業 債	29,366,947	4,400,000	33,766,947
第2項 国 庫 補 助 金	20,000,000	2,156,000	22,156,000
支 出	8,000,400	2,244,000	10,244,400
第1款 資 本 的 支 出	千円	千円	千円
第1項 建 設 改 良 費	66,436,066	4,400,000	70,836,066
(企業債)	40,089,522	4,400,000	44,489,522

第4条 予算第6条中「限度額20,010,000千円」を「限度額22,166,000千円」に、「下水道事業建設費20,000,000千円」を「下水道事業建設費22,156,000千円」に改める。

名古屋市選挙管理委員会告示第2号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

平成31年3月6日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,544 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

334,645 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,431 人	熱 田 区	18,162 人
東 区	21,368 人	中 川 区	60,332 人
北 区	45,556 人	港 区	39,006 人
西 区	40,757 人	南 区	37,949 人
中 村 区	37,648 人	守 山 区	46,912 人
中 区	23,206 人	緑 区	66,216 人
昭 和 区	28,259 人	名 東 区	43,701 人
瑞 穂 区	29,762 人	天 白 区	43,458 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

312,859 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市上下水道局管理規程第1号

名古屋市上下水道局職員研修規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第29号）を次のように改正する。

平成31年3月6日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第2条第2項第2号中「部門別研修」を「実務研修」に、「各部門において職務」を「特定の業務」に、「修得させる」を「習得する」に改め、同項第3号中「職員一人ひとりの能力向上を図り、組織としての技術力・対応力を確保」を「職員として視野拡大に繋がる知識及び技術を習得」に改め、同項第4号中「OJT推進支援」を「OJT支援研修」に改め、同項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 外部派遣研修 専門的な知識及び技術を習得するため、外部の法人その他の団体に職員を派遣して行う研修

(6) 課室公所研修 課（室を含む。）又は公所（以下「課公所」という。）が所管する業務に関し、他課公所の職員を対象に知識及び技術を向上させるために行う研修

第2条第3項第1号中「前項第1号から第4号まで」を「前項第1号から第5号まで」に改め、同項第2号中「前項第5号」を「前項第6号及び第7号」に、「課（室を含む。以下同じ。）又は公所」を「課公所」に改め、同項第3号中「前項第6号」を「前項第8号」に改める。

第3条第1項中「前条第2項第5号」を「前条第2項第7号及び第8号」に改める。

第9条第1項中「課又は公所」を「課公所」に改め、同条第2項中「第2条第3項第2号の規定に基づき職場研修」を「第2条第2項第6号に掲げる課室公所研修」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から平成31年3月31日までの間における研修の種類及び内容、研修を行う職員並びに研修に係る課公所長の責務については、この規程による改正後の名古屋市上下水道局職員研修規程第2条第2項及び第3項並びに第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

名古屋市交通局管理規程第 1 号

名古屋市交通局会計規程（昭和 3 1 年名古屋市交通局管理規程第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 3 月 7 日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

第 5 5 条第 1 項第 1 4 号を次のように改める。

(14) 日本郵便株式会社に支払う経費（後納郵便料金を除く。）

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成31年3月6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象区域

名古屋市天白区平針南一丁目102番、103番、104番、105番、106番、107番、108番、109番、110番、111番、112番、113番、114番、201番、202番、203番、204番、205番、206番、207番、208番、209番、210番、211番、212番、213番、214番、215番、216番、301番、302番、303番、401番、402番、403番、404番、605番2の一部及び605番3

名古屋市天白区平針南二丁目2番の一部及び3番の一部

名古屋市天白区平針南三丁目101番、102番、201番、202番、203番、204番、601番及び602番

名古屋市天白区大字平針字黒石2878番1302

名古屋市天白区中平四丁目1808番の一部

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
(名古屋市役所西庁舎2階)

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課